

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、宮城県剣道連盟と称する。

(所在地)

第2条 本連盟は、事務所を宮城県仙台市におく。

(目的)

第3条 本連盟は、剣道の奨励発展を図り、剣道理念を広く普及させ、県民の健康、生活文化の向上に寄与するとともに、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業内容)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種剣道大会の開催
- (2) 剣道段位、級位の審査
- (3) 剣道指導者の育成
- (4) 指導員、審判員または講師の派遣
- (5) 剣道研究会の開催
- (6) 剣道に関する調査研究
- (7) 剣道に関する広報誌などの刊行、講演会、講習会の開催
- (8) 剣道功労賞の表彰
- (9) 古武道に関する文献資料の収集と保存
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第5条 本連盟は、次の団体会員及び個人会員をもって組織する。

- (1) 団体会員
各市郡、中体連、高体連、道場連盟、スポーツ少年団、居合道部会、杖道部会の単位に結成された団体連盟及び部会
- (2) 個人会員
 - ①団体会員に属さず、本連盟が推薦する者
 - ②剣道錬達者及び功労者で本連盟の推薦する者
 - ③剣道に理解を有し篤志をもって本連盟の事業に協力する者

（入会及び退会の承認）

第6条 入会及び退会は、本連盟の理事会及び評議員会の決議を要する

（入会及び退会の手続）

第7条 入会を希望する者は次の手続を行う。

- (1) 本連盟に入会を希望する団体は、所定の様式により入会申込みを行う。
- (2) 推薦会員は、本連盟の推薦承諾時より会員となり、退会しない限り終身会員とする。
- (3) 篤志会員は、本連盟の勧誘に応じた時、または協力を申し出て理事会の承認を受けた時から会員となり、退会しない限り終身会員とする。

（権利及び義務等）

第8条 会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 本連盟会員は、本連盟主催の各種大会、研究会、講演会、講習会などに参加することができる。
- (2) 加盟団体は、その所属会員の段位、級位の審査を申請することができる。
- (3) 加盟団体は、本連盟規約に基づき、理事、評議員の選出権を有する。
- (4) 加盟団体は、講師、審判員、指導員の派遣を申請することができる。
- (5) 本連盟会員は、本連盟で定めた諸規則を遵守し、剣道の指導、奨励に協力する。
- (6) 本連盟の義務に違反し、または名誉を傷つけた会員を、理事会、評議員会に諮って除名することができる。

第 3 章 役 員

（種別及び定数）

第9条 本連盟に、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 名誉会長 | 若干名 |
| (2) 会 長 | 1 名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 理 事 長 | 1 名 |
| (5) 副理事長 | 3 名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 各加盟団から原則として1名 |
| (8) 評 議 員 | 各加盟団から原則として1名 |
| (9) 監 事 | 3 名 |

（名誉会長の選任）

第10条 名誉会長は、会長が委嘱し、評議員会に報告する。

（会長の選任）

第11条 会長は、理事会で推挙し、評議員会において決議する。

（副会長の選任）

第12条 副会長は、会長が任命し、評議員会に報告する。

（理事長の選任）

第13条 理事長は、理事の互選によって決し、会長が任命する。

（副理事長の選任）

第14条 副理事長は、理事の互選によって決し、会長が任命する。

（常任理事の選任）

第15条 常任理事は、理事の互選によるものとする。なお、会長が指名することもできる。

（監事の選出）

第16条 監事の選出は、評議委員会において行う。ただし、他の役員を兼務することはできない。

（職務）

第17条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その定める順位に従い会務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表して常任理事とともに、常時本連盟の規約に定める事業の執行にあたる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し会務を処理するとともに、理事長不在の場合は、その会務を代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- (6) 理事は、理事会を構成し会務の執行にあたる。
- (7) 評議員は、会長の諮問に応じて審議するとともに、本連盟に関する重要な事項に関して、会長に建議することができる。
- (8) 監事は、本連盟事業及び事業収入支出について監査を行う。

（報酬）

第18条 本連盟の役員は、原則として無給とする。ただし、職務上必要な場合は、手当を支給することができる。

（旅費の支給）

第19条 役員などが規約に定めた事業に参加する場合、会長が必要と認めた時は、旅費を支給することができる。

（任期）

第20条 役員の前任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げないものとする。なお、補欠役員の前任期は、前任者の前任期の前任期期間とする。

（解任）

第21条 役員としてふさわしくない行為があった時は、評議員会に諮って、役員を解任することができる。ただし、弁明の機会を与えなければならない。

（顧問及び参与の設置）

第22条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。

（顧問の選任基準及び職務内容）

第23条 顧問は、範士の称号のある者から会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

（参与の選任基準及び職務内容）

第24条 参与は、範士の称号のある者以外から会長が委嘱し、本連盟の特定業務に関する諮問に応じ、その推進に協力する。

第4章 会議

（種別）

第25条 本連盟の会議は常任理事会、理事会、評議員会とし、会長が招集する。

（常任理事会の構成）

第26条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

（理事会の構成）

第27条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事をもって構成する。

（評議員会の構成）

第28条 評議員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、評議員、監事をもって構成する。

（その他の構成員）

第29条 必要のある場合は、第26条、第27条に関して、監事を構成員にすることができる。

（常任理事会の任務）

第30条 常任理事会は、理事会、評議員会に提案する事項などについて審議する。

（理事会の任務）

第31条 理事会は、本連盟の運営に関する重要事項を審議する。

（評議員会の決議事項）

第32条 評議員会は、本連盟の最高決議機関であって次の事項を決議する。

- （1）事業の計画
- （2）特別財産、運用資産、予算、決算
- （3）加盟団体負担金
- （4）役員を選任、解任
- （5）規約の変更
- （6）その他重要事項

（常任理事会の開催）

第33条 常任理事会は会長が必要と認めた時、または常任理事の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があった時に開催する。

（理事会の開催）

第34条 理事会は会長が必要と認めた時、または理事の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があった時に開催する。

（評議員会の開催）

第35条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）年1回とし2月に開催する。
- （2）会長が必要と認めた時、または評議員の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があった時に開催する。

（常任理事会、理事会の招集時期）

第36条 会長は、第33条、第34条の場合、請求のあった日から14日以内に、常任理事会、理事会を招集しなければならない。

（常任理事会、理事会の招集方法）

第37条 会長は、常任理事会、理事会を招集する場合、会議の目的、日時及び場所を示した書面により、7日前までに常任理事、理事に通知しなければならない。

（評議員会の招集時期）

第38条 会長は、第35条第2項の場合は、請求のあった日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

（評議員会の招集方法）

第39条 会長は、評議員会を招集する場合、会議の目的、日時及び場所を示した書面により、7日前までに評議員に通知しなければならない。

（常任理事会、理事会の議長）

第40条 常任理事会、理事会の議長は、理事長とする。

（評議員会の議長）

第41条 評議員会の議長は、評議員の中から選出する。

（評議員会の定足数）

第42条 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
ただし、止むを得ない理由により出席できない場合は、委任状により出席したものとみなす。

（評議員会の決議）

第43条 評議員会の決議は、この規約で別に定めるものを除き、出席評議員の2分の1以上の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

（評議員会の議事録）

第44条 評議員会においては、次の議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員数
- (3) 出席者の氏名及び数
- (4) 決議事項

- (5) 決議の経過、概要、結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

(評議員会の議事録署名人)

第45条 議事録には、当該会議に出席した者の中から選出した議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 称号、段位、級位の審査

(審査)

第46条 剣道、居合道、杖道に関する称号、段位、級位の審査は、別に定める規則による。

第6章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第47条 理事会は、本連盟の事業遂行のために必要ある時は、専門委員会をおくことができる。なお、その名称、組織及び運営に関しては、理事会で定める。

(専門委員の委嘱)

第48条 専門委員は、会長が委嘱する。

第7章 会計

(収入)

第49条 本連盟の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 審査料及び登録料
- (3) 講習会
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) 雑収入
- (7) その他

(事業年度)

第50条 本連盟の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

（事業並びに会計報告）

第51条 第4条に定める事業並びに会計に関する報告は、評議員会にて行わなければならない。

第8章 事務局

（事務局の設置）

第52条 本連盟の事務処理のため、事務局をおく。

（職員の配置）

第53条 事務局には、局長、幹事、職員を若干名おくことができる。なお、その任免は会長が行う。

（事務局の任務）

第54条 事務局は、会計、登録、事業の業務を行う。

（手当の支給）

第55条 局長、幹事、職員については、別途手当を支給することができる。

第9章 規約の変更

（規約の変更）

第56条 本規約の変更は、評議員会において、出席評議員の3分に2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成16年10月3日から施工する。

参考

昭和28年 4月 1日発足

昭和31年 4月 1日施行

昭和33年 4月 1日改正

昭和51年 1月 1日改正

平成 9年 2月23日改正

平成11年 2月21日改正

平成14年 2月24日改正

平成16年10月 3日改正